



日・イラン投資協定



背景

- 豊富な埋蔵量を誇る原油と天然ガス(原油:世界4位/天然ガス:世界1位)
 - ・原油埋蔵量:1,578億バーレル(世界全体の9.3%),天然ガス埋蔵量:34兆立方メートル(同18.2%)
 - ・我が国の原油輸入先第6位(我が国輸入量の4.7%)
- 中東有数の巨大市場(人口:7,850万人)
- 包括的共同作業計画(JCPOA)の履行による制裁解除
- エネルギー・インフラビジネスに加え,日本製品・サービスの輸出先として参入を狙う多数の日系企業



主な内容

二国間の投資を促進し,投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める

- ◆ 投資財産の設立後の内国民待遇・最恵国待遇(第4条)
- ◆ 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護(第5条)
- ◆ 投資の阻害要因となり得る要求(輸出の制限等)の原則禁止(第7条)
- ◆ 正当な補償等を伴わない収用の禁止(第8条)
- ◆ 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続(第18条)

- 人口: 7,850万人(2014年)
- 一人あたりGDP: 5,165米ドル(2014年)
- 在留邦人: 622人(2014年10月)
- 進出日系企業: 33社(2014年10月)
- 進出分野: 商社, 重工, エンジニアリング企業, 各種メーカー

早期締結の必要性

投資環境の透明性, 法的安定性, 予見可能性が向上

➡ 我が国からの投資の更なる保護・促進 【経済界からも強い要望あり】

(参考)

- イランは, 独, 仏, 伊, 中, 韓等52箇国と投資協定を締結済み。
- 2015年9月に交渉を開始。
- 2016年2月に署名(於東京)。